

入学金・授業料などの振込みにあたって

入学金・授業料などを金融機関で振込む際には、本人確認書類をご用意ください！
(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)

- 平成19年1月4日から、本人確認手続に関する法令の改正ⁱにより、金融機関において10万円を超える現金ⁱⁱの振込みを行う場合には、本人確認書類の提示が必要となります（ATMでは、10万円を超える現金の振込みができません）。
- 10万円を超える入学金・授業料などの現金振込みの際には、指定の振込用紙とともに、振込みの手続を行う方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。

ⁱ マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて行われたものです。

ⁱⁱ 現金ではなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合は、ATM・窓口のいずれにおいても、これまでと同様の手順・方法で振込むことができます。（口座開設の際に本人確認の手続が済んでいない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となることがあります。）

- ・ 本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10万円を超える現金による入学金・授業料などの振込みができません。
- ・ 保護者の方などが、振込名義人（受験生・入学者など）に代わって振込みの手続を行う場合には、金融機関では、振込みの目的（入学金・授業料などであること）をお尋ねすることがあります。
- ・ 詳しくは、振込みを依頼する金融機関にお問い合わせください。

金融庁ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

文部科学省ホームページ

<http://www.mext.go.jp/>